

令和6年度プレコンセプションケア等に関する普及啓発事業 仕様書

1 事業名

令和6年度プレコンセプションケア等に関する普及啓発事業

2 事業目的

近年、リスクのある妊婦や不妊の増加に伴い「プレコンセプションケア」が注目されており、兵庫県においても若者・Z世代への「プレコンセプションケア」の普及に努めている。

令和5年度に実施した不妊治療支援実態調査において、不妊治療当事者から「不妊の知識を含めたライフプランについての教育」や「健康づくり」の重要性に関する意見が多く見られたことから、若者・Z世代が「プレコンセプションケア」を正しく知る機会をより一層増やしていく必要がある。そのため、兵庫県では妊活応援サイト「妊活はじめの一步」の開設や高校生・大学生を対象としたプレコンセプションケア講師（助産師）派遣事業を開始した。

今後、不妊の知識も含めたライフプランの計画を支援するため、「プレコンセプションケア」の必要性・重要性をさらに普及するとともに、不妊症はだれでも抱えうる問題であり、早期に適切な医療につなげることが重要であるため、検査や治療を受けやすい環境を整える必要があることから、不妊治療と仕事の両立に関しても広く発信し、事業者だけでなく従業員の理解も促進する。

3 事業期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 委託料

金 5,951,000円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

5 業務内容

本業務の目的達成に向け、広報戦略とそれに基づく広報手法について提案し、委託者と協議して実施すること。具体的な広報手法について、媒体、内容、回数など、具体的に提案すること。なお、提案にあたっては、下記の例示を参照しつつ、他に効果的な広報手法がある場合は、その媒体や効果等、具体的な内容について提案すること。

(1) 若者・Z世代向けプレコンセプションケア普及啓発

① ランディングページ制作

- (ア) 兵庫県公式ホームページに掲載する WEB 用ページを作成し、県公式サイトで公開すること。企画したランディングページは県が使用している CMS への構築または、必要に応じ素材を提供することでデザイン性を担保する等工夫し、職員により更新ができるようなページとすること。
- (イ) 既存の「妊活はじめの一步」のページ内もしくは別ページで作成した場合は相互リンクを可能にすること。
- (ウ) 既存の「妊活はじめの一步」のページとイメージがかけ離れたものにならないようにすること。
- (エ) ページの内容には、最低限下記の項目を含め、表現方法やイラスト、図・グラフなどで工夫し読み手がわかりやすいものにする。

| 項目 1 | 項目 2 | 項目 3 | 項目 4 | 項目 5 |
|---|---|---|--|--|
| ステップ 1 | ステップ 2 | ステップ 3 | ステップ 4 | ステップ 5 |
| 【プレコンセプションケアとは何か・なぜ必要か知る】 ・不妊、リスクある妊娠の増加 ・人生 100 年時代による健康づくりの重要性 ・将来の選択肢（妊娠・出産含む）を増やすためにも必要 | 【自分の体と心を知る】 ・生物学的な男女の違い ・性的指向の多様性 ・適正体重 ・運動不足 ・ストレスチェック ・基礎体温測定方法 ・検診結果の確認 ・ワクチン接種歴の確認 | 【生活を整える】 ・どのような栄養が必要か ・危険ドラッグ、有害物質の危険性 ・禁煙 ・適切な飲酒、妊娠中の禁酒 ・運動目安 ・ストレス発散方法 | 【かかりつけ医を持つ】 ・婦人科検診 ・月経困難時の受診 ・歯科検診 ・持病の管理 | 【ライフプランを考える】 ・自分の年齢、家族・パートナーなどの年齢をベースに人生設計を立てる様式 |

② タブロイド制作

- (ア) 小・中学生向け、高校・大学・社会人向けの 2 パターン作成すること
- (イ) 内容は、最低限下記の項目を含め、イラストや図、グラフなどでわかりやすいものにする

| 対象 | 内容 |
|-------|-------------------------|
| 小・中学生 | ・今の生活が将来に繋がっていることがわかる内容 |

| | |
|-----------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・プレコンセプションケアとは何か ・心身の健康づくりの必要性（休養、食事、運動等） ・自分の性、他人の性の尊重（プライベートゾーン、性的指向、性自認等） |
| 高校・大学・社会人 | <ul style="list-style-type: none"> ・プレコンセプションケアとは何か ・プレコンセプションケアの必要性（妊娠・出産に適した時期、加齢に伴うリスク、不妊症の増加、リスクあり妊婦の増加等） ・心身の健康づくり（休養、食事、運動、葉酸摂取等） |

- (ウ) 小・中学生向けの内容においては、関係機関で一資料として活用できるよう学習指導要領等に則ったものにし、高校・大学・社会人向けの内容においては、関係機関での一資料かつ若手職員へのセミナー等で活用できるものにする
- (エ) 関係機関やセミナー等への配布を検討しているが、その他効果的な活用方法、配置場所についても提案すること

③ 周知・啓発活動

- (ア) 周知・啓発方法として、Instagram や X 等の SNS 内広告での配信を検討しているが、その他より効果的な周知・啓発方法を提案すること。
- (イ) 期間
令和6年10月中旬～令和7年3月中旬の5か月間。
なお、配信開始日を変更する場合には、兵庫県と受託者にて協議の上、配信開始日を決定する。また、配信期間については5ヶ月程度を目安とするが、5(3)②で示す広告効果の保証に定める閲覧数によっては期間の短縮・延長が行えるものとする。
- (ウ) 対象
 - a 10代～20代の男女
 - b 広告配信地域：兵庫県内全域
 - c 配信機器：PC、タブレット、スマートフォン等
※配信対象は兵庫県と協議して決定する。
- (エ) 内容
「プレコンセプションケア」とは何かわかり、「知りたい」と思うきっかけになるものを作成すること
- (オ) 広告に表示されるバナーデータの作成
対象者に興味を持たせ、プレコンセプションケアの周知・啓発する誘導

コピー・配信元を記載した広告出稿にあたる原稿やその他広告配信に必要な作業を行うこと。

※広告に掲載する原稿については、兵庫県と協議して決定する。

※広告の配信元は兵庫県とする

(カ) ランディングページへの誘導

5 (1) ①で作成したランディングページの閲覧を促す工夫を施すこと。

(2) 企業（事業者）・従業員向け不妊治療と仕事の両立に関する普及啓発

① 啓発用動画の制作

(ア) 不妊治療と仕事の両立に関する動画（3-5分程度）を制作し、最大限のPR効果を得られる構成を組むこと

(イ) 企業（事業者）向け、従業員向けの2本を作成すること

(ウ) 訴求効果が見込まれる場合は、字幕や人物起用（当事者へのインタビュー等）及びナレーションの有無についても提案を行うこと

(エ) 内容としては、最低限下記の項目を含めること

| 対象 | 内容 |
|-----------|---|
| 企業（事業者）向け | ◎不妊治療の方法、期間、通院日数、副作用 ◎不妊治療の現状とニーズ ・治療と仕事の両立に取り組む意義 ・取り組み方針の明確化と取り組み体制の整備がファーストステップ |
| 従業員向け | ◎不妊の現状（仕事と両立できない人=4人に1人、両立できない理由等） ◎不妊治療の方法、期間、通院日数、副作用 ・誰もが支え合える職場環境作りを心がける必要性 |

(オ) 使用先としては、妊活応援サイト「妊活はじめの一步」などランディングページへの掲載や企業向けセミナー等を想定しているが、その他効果的な活用方法を提案すること

(カ) 作成した動画のランディングページへの掲載作業が必要となった場合は掲載作業までを行うこと

② タブロイドの制作

(ア) 企業（事業者）向け情報と従業員向け情報を盛り込むこと

(イ) 内容は、啓発動画の要点をまとめ、イラストや図、グラフなどでわかりやすいものにする

(ウ) 兵庫県の施策などの情報も周知できるように工夫すること

(エ) 配布先や配布方法について効果的な手法を提案すること

③ 周知・啓発について①②の作成物を用いた効果的な手法を提案すること。

(3) 広告出稿・配信管理業務（配信広告に関する運用業務がある場合）

① 広告プランニング

② 配信管理

広告費が効果的に消費されるよう、日々のチューニング管理を行うこと
※掲載された広告については、合計クリック数目標・最低閲覧回数を提案するものとし、最低閲覧回数を下回る場合には受託者の責任において、広告期間の延長など閲覧回数が最低回数を上回るための方策を実施すること。

6 報告書作成・成果物の提出

(1) 配信報告書の作成

配信報告書については、広告配信サービスごと並びに掲載広告ごとの掲載実績（年齢・性別・地域別）及び総合的な分析状況の報告書を作成・提出する。

(2) 成果物の提出

① 5（2）①で作成した啓発用動画（データ）

② 5（1）②、5（2）②で作成したデータ

③ 5（1）②、5（2）②で作成したタブロイド（各 1000 部紙媒体）
※5（2）②で作成した不妊治療と仕事の両立のタブロイドについて兵庫県の施策などの情報を含めた場合は、その部分を削除（白抜き）したデータも提出すること。

④ 配信報告書

※配信終了後 30 日以内に、配信報告書を提出するものとする。

7 動画制作・納品における留意点

(1) 撮影場所、時間等を工夫することとし、これらを使用する際に必要となる調整及び撮影許認可等の各種手続きを受託者にて行うこと。

(2) 映像制作にあたっては、季節や天候等の都合により撮影が難しい場合等を除き、新規撮影を原則とする。適当な映像が撮影できなかった場合等には、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とするが、手続き等は受託者にて行うこと。

(3) 動画コンテンツに込められた情報の表現力を向上させるため、効果的な音楽や効果音の挿入を行うこと。

- (4) BGM等の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用し、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続きは受託者にて行うこと。
- (5) 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続きは受託者にて行うこと。
- (6) それぞれの動画について、動作確認を2回以上行うものとする。
- (7) 動画作成においては、基本的に受託者の設備及び機器を使用すること。なお、屋外での撮影が想定されるため、音声については質の高い音声を記録できるようにすること。
- (8) 撮影にあたっては、実績のあるカメラマンにて行うこと。
- (9) 業務の実施に必要なソフトウェア等についても、受託者が調達し、管理・運用を行うこと。
- (10) 業務実施にあたり、受託者はデータの漏洩、データの滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- (11) 業務実施による成果物は、全て委託者の権利に属するものとする。
- (12) 納品は、以下の2形態にて最適な解像度でおこなうこと。
 - ① DVD・Blu-ray disc 納品各2セット
 - ② 動画データの納品1セット
- (13) (12)①の納品は、プレイヤーによる再生可能な形式にて、メニュー画面を用意し、チャプター等で再生時に選択可能な機能を有したものとする。
- (14) 動画の縦横比は16：9とすること。
- (15) 納品物にはそれぞれタイトル等を印字すること。
- (16) 本紙に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行に当たること。
- (17) トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。
- (18) 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

8 業務実施上の注意事項

(1) 契約の締結

本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

(2) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は、委託者と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

(3) 業務の履行に関する措置

本業務の履行については、委託者の指示に従うこと。

(4) 成果物の利用（二次利用）

業務の成果品の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

(5) 業務完了後の瑕疵

業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(6) 納品データの安全管理

撮影データ並びに編集データについては、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な映像情報の管理、運営措置を講じなければならない。

また、電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

(7) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(8) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(9) 著作権等の取り扱い

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いを、以下のとおり定める。

- ① 本業務において制作された成果品の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）は、契約期間に関わらず、委託者に帰属する。
- ② 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2号第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

- ③ 委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

(10) 第三者の権利侵害の禁止

本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛失等が生じた場合は、責任及び負担において対応し、委託者は責任を負わないものとする。

(11) 再委託

受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

(12) その他

- ① 受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- ② 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、委託者に提出すること。